

京都市職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例（令和2年3月30日京都市条例第56号）（行財政局人事部人事課）

地方自治法の一部改正に伴い、規定を整備するため、次のとおり改定することとしました。

改 正 前	改 正 後
(職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 <u>地方自治法第243条の2</u> （地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。	(職員の賠償責任に基づく債務の免除) 第3条 <u>地方自治法第243条の2</u> <u>の2</u> （地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かって免除する。

この条例は、令和2年4月1日から施行することとしました。

京都市職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第56号

京都市職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)